

健康づくりに関する連携協定書

西宮市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会兵庫支部（以下「乙」という。）は、西宮市民及び西宮市在住又は在勤の全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者（以下「市民等」という。）の健康づくりに関して相互に協力が可能な事業を推進するため、以下のとおり連携協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が相互に連携及び協力をを行い、市民等の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民等の健康増進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- (1) 特定健康診査及びがん検診の受診促進、特定保健指導の利用拡大に関するこ
- (2) 生活習慣病の発症予防及びCKD（慢性腎臓病）対策等の重症化予防に関するこ
- (3) 市民等の健康状況を把握するための定期的な情報共有と調査、分析に関するこ
- (4) 市内の企業（協会けんぽ加入事業所）に対する健康づくり支援に関するこ
- (5) 医療費適正化に関するこ
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するこ

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

（協定書の有効期限）

第4条 本協定書の有効期限は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙より終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定書の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本協定書の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定書に定めのない事項は、甲乙協議の上別途定める。また、甲乙間で本協定書の解釈等につき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意を持って協議し解決に努める。

本協定書の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

甲 西宮市六湛寺町10-3
西宮市
西宮市長 石井 登志郎



乙 神戸市中央区磯上通7-1-5
全国健康保険協会兵庫支部
支部長 竹内 徹

